

○江南丹羽環境管理組合管理規則

平成 16 年 3 月 8 日
規 則 第 2 号

改正 令和 3 年 3 月 3 日 規則第 1 号

江南丹羽環境管理組合管理規則（昭和 44 年規則第 1 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、江南丹羽環境管理組合環境美化センター設置条例（昭和 44 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組合が処理する一般廃棄物の範囲）

第 2 条 環境美化センターで処理することができる一般廃棄物は、組合市町が収集、運搬する廃棄物及び管理者が許可した廃棄物とする。

（組合が処理する産業廃棄物の範囲）

第 3 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 11 条第 2 項の規定による一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず

（廃棄物搬入の許可申請等）

第 4 条 廃棄物を環境美化センターへ搬入しようとする者（法人を含む。以下同じ。）は、管理者の許可を受けなければならない。ただし、組合市町が収集、運搬する廃棄物については、この限りでない。

- 2 前項前段の規定により、許可を受けようとする者は、廃棄物搬入確認書（様式第 1）を組合市町に提出し、環境美化センターに搬入できる者かの確認を事前に受けなければならない。
- 3 前項の規定による確認を受けた者は、廃棄物搬入許可申請書（様式第 2）を管理者に提出しなければならない。
- 4 組合市町において、一般廃棄物の処理業の許可を受けている者（以下「許可業者」という。）は、前項の申請書の他に、当該許可を受けたことを証する書面の写しを添付しなければならない。
- 5 第 3 項の申請書の提出があった場合において、江南丹羽環境管理組合手数料条例（昭和 44 年条例第 4 号）第 3 条の手数料の納付が確実に認めるときは、廃棄物搬入許可書（様式第 3）を申請者に交付するものとする。
- 6 前項の許可書には、許可の条件を付すことができるものとする。
- 7 第 3 項の申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は搬入を廃止するとき、変更（廃止）届（様式第 4）を速やかに管理者に提出しなければならない。

（搬入実績報告）

第 5 条 前条第 5 項により許可書を交付された許可業者は、毎月 10 日までに前月分の搬入実績報告書（様式第 5）を管理者に提出しなければならない。

（搬入時間）

第6条 環境美化センターへの廃棄物の搬入時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし正午から午後1時までは搬入できないものとする。

(2) 土曜日は、午前8時30分から午前11時30分までとする。

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の搬入時間を変更することができる。

(搬入することができない日)

第7条 環境美化センターに搬入できない日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の搬入することができない日を変更することができる。

(搬入の休止)

第8条 次に掲げる場合は、廃棄物の搬入を休止することができる。

(1) 施設に故障が生じたとき。

(2) 施設の定期、又は臨時の整備を行うとき。

(3) その他、管理者が必要と認めたとき。

(指示事項)

第9条 管理者は、環境美化センターの管理運営上必要があるときは、搬入者に対し、搬入車の構造及び搬入の方法等について必要な措置を講ずるよう指示することができる。

(搬入の拒否等)

第10条 管理者は、環境美化センターへ廃棄物を搬入しようとする者が次のいずれかに該当すると認める場合は、廃棄物の搬入を拒否し、又は環境美化センターからの退場を命じることができる。

(1) 組合市町の区域外より排出された廃棄物を組合に搬入し、又は搬入しようとするとき。

(2) 環境美化センターの処理施設の機能に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるとき。

(3) 前条の規定による指示に従わないとき。

2 前項による拒否又は命令は、口頭又は文書により行うものとし、管理者は、組合市町の長にその内容を報告するものとする。

(損害の賠償)

第11条 環境美化センターの施設又は設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月3日規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。